

情報システムの標準化の延期について

本市では、今年度中に情報システムの標準化を予定していましたが、システム開発事業者から稼働時期の延期について申入れがあったことから、スケジュールを延期し、令和9年1月の稼働を目指してまいります。

なお、国においては全国の地方自治体の実情を踏まえ、スケジュールを延期した場合にも財政支援することを明確化しています。

1 情報システムの標準化について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で定められた20業務のシステムを国の仕様に移行することが全国の自治体に義務付けられたものです。

2 延期の経緯について

令和7年8月、システム開発を行っている1事業者から「人員不足により予定日までに完了できない」との申入れがありました。

当該システムは他システムとも連携して機能することから、他システムにも影響が生じるため、関係する全事業者と協議し、システムの稼働を延期することとしました。

3 標準化を延期するシステムについて

本件の影響により延期するシステムは、次の14システムです。

なお、今回の標準化移行延期に伴い、現行システムの稼働を延長することで、窓口等での市民サービスへの影響はありません。

住民基本台帳、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、就学、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、健康管理、子ども・子育て支援、生活保護

※次の2システムは、予定通り今年度中に標準化します。

戸籍、戸籍の附票

※次の4システムは、従来から令和8年度の標準化を予定しています。

障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、後期高齢者医療

<お問合せ先>

D X 推進課

直通電話 042-769-8212

対応責任者 小谷田